

「女性に対する暴力をなくす運動」

【令和6年11月12日から11月25日】

染谷だより

11月

【ストーカー被害】

ストーカー行為とは、

- ・つきまとい
- ・自宅や職場への押し掛け
- ・交際・復縁要求、面会要求
- ・連続電話
- ・GPSの取り付け

などの行為をいい、処罰の対象となります。

警察では、被害者の申し出により、これらの行為に警告等を行うことができます。

【DV被害】

夫婦間であっても身体的暴力（殴る、蹴る等）は暴行、傷害に当たり処罰の対象となります。

被害者の裁判所への申し立てにより、裁判官が加害者に対し被害者への接近を禁止したり自宅から退去を命令する「保護命令制度」もあります。

「ストーカー」や「DV」は、放置するとエスカレートし、殺人など生命に関わる凶悪事件に発展する恐れがあります。

＜警察相談窓口＞

- 警察本部警察相談窓口・・・「#9110」または「026 - 233 - 0110」
- 警察本部性犯罪被害ダイヤルサポート110・・・「026 - 234 - 8110」
「0120 - 037 - 555」
- 性犯罪被害相談電話・・・「#8103」（ハートさん）



相談窓口検索はこちら↑

＜警察以外の相談窓口＞

- 長野県女性相談センター・・・026 - 235 - 5710
- 長野県男女共同参画センター「あいとびあ」・・・0266 - 22 - 8822
- DV相談ナビ・・・「#8008」（はれれば）
- DV相談プラス・・・0120 - 279 - 889

身体的虐待

殴る、蹴る、首を絞める、投げ落とす、熱湯をかける、激しく揺さぶる、戸外に閉め出すなど児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること

性的虐待

児童に対し淫行する、性的暴力、性的行為の強要やそのかし、性器や性交を見せる、児童ポルノの被写体にするなど児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること

心理的虐待

暴力的な言動により児童を脅す、他の兄弟姉妹と比べ著しく差別的取扱いをする、児童を無視したり拒絶的な態度を示す、児童の面前で配偶者やその他の家族などに対し暴力を振るうなど著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

怠慢又は拒否（ネグレクト）

適切な食事を与えない、乳幼児を車の中に長時間放置する、乳幼児を家に残したまま長時間外出する、着衣を長時間着替えさせないなどひどく不潔なままにする、病気になっても医者にみせないなど保護者としての監護を著しく怠ること

児童虐待から子どもを守ろう！

児童虐待から子どもを守るには、早期発見・通報が必要です。

児童虐待かもと感じたら、最寄りの警察署または交番・駐在所へ迷わず通報してください。

上田警察署0268（22）0110 染谷交番0268（23）1244 担当者笠井